

○関西学院留学規程施行細則

昭和52年1月13日
理事会決定

第1条 留学候補者決定については、次の事項を考慮すべきものとする。

- 1 当該年度の予算額(留学費、補助費、給与、その他)
- 2 当該学部又は部門における留学経験者の数
- 3 本人の適格性、学院に対する功績、必要度及び緊急度

第2条 留学候補者を理事会に推薦する場合には、次の書類を添えなければならない。

- 1 留学計画書
 - 2 旅費及び留学に要する費用の見積、並びに留学規程第2条第1項第3号該当者については、費用の出所と金額
 - 3 候補者に関する所属長の意見
 - 4 本人不在中の授業計画
 - 5 候補者の健康診断書
- 2 留学規程第2条第1項第3号該当者は、[前項第5号](#)の書類を省くことができる。

第3条 留学計画書には次の事項を記載しなければならない。

- 1 目的
- 2 期間
- 3 希望する留学地
- 4 留学する学校又は研究機関
- 5 留学目的を達するための研究及び調査の方法
- 6 留学地における研究又は調査機関との連絡の有無
- 7 その他必要なる事項

第4条 理事会は翌学年度の学院留学候補者の決定については11月末までに行い、学院留学以外の留学候補者の決定はその都度行う。

第5条 学院留学者のうち、高中部については、2年間に1名を基準とする。

2 補助留学者の数は、大学全体を通じて年間3名以内、高中部は年間1名を基準とする。

第6条 学院留学者に支給する留学費は、往復の旅費、留学中の本人の滞在費のほか、調査にあたる場合にはその調査費、大学に入学して研究する場合には当該大学所定の授業料その他の費用を勘案して決定する。ただし、本学以外から奨学金その他の名目で支給されるときは、それに相当する額を差引くものとする。

2 補助留学者に支給する旅費等の補助費は、30万円を限度とする。

第7条 留学期間中、留学者担当の必修科目は原則として専任教員又は非常勤講師によって補講するものとする。

第8条 学院留学の期間は、理事会が特にその必要と認めた場合に限り、留学期間の2倍を限度として延長することができる。ただし、延長した期間についての留学費は支給しない。

第9条 この施行細則の改廃は、大学評議会、高等部教師会及び中学部教師会の意向を徴したうえ、理事会が決定する。

附 則

- 1 「外地留学規程施行細則」<1976年(昭和51年)4月1日改正施行>は、この施行細則の制定をもって廃止する。
- 2 この施行細則は、1977年(昭和52年)4月1日から施行する。
- 3 この施行細則は、1978年(昭和53年)4月1日から改正施行する。
- 4 この施行細則は、2001年(平成13年)11月9日から改正施行する。